

◎新潟県告示第513号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟地方法務局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和元年10月11日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 令和元年10月15日から令和2年3月6日まで
- 3 作業地域 長岡市福住三丁目、干場二丁目、東神田一丁目、東神田二丁目及び東神田三丁目の全域並びに干場一丁目、地蔵一丁目、地蔵二丁目、愛宕一丁目、愛宕二丁目、愛宕三丁目及び今朝白三丁目の一部